

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

本業務は、電子契約システム対象案件です。

発注者の承諾を得て紙方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取扱いについて留意すること。

なお、本業務は入札手続きの合理化を図るため、入札契約手続きの一部の窓口について分任支出負担行為担当官とは異なる事務所に集約化を行う「事務集中化の対象業務」です。

令和7年1月10日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長 小林 侑

1. 業務概要

(1) 業務名 紀の川河川整備事業効果等資料作成業務

(2) 業務内容

本業務は、和歌山河川国道事務所管内にて紀の川水系における河川整備の効果のとりまとめ、紀の川河川整備計画に基づく事業等の進捗状況のとりまとめ等を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

1. 計画準備
2. 資料収集・整理
3. 河川整備計画の効果分析
4. 気候変動を踏まえた治水計画の見直し検討
5. 事業進捗状況とりまとめ
6. 新六箇井堰撤去による影響評価
7. 報告書作成

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年2月27日

(4) 本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、下記(1)に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は下記(2)に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体のいずれかであること。

(1) 単体企業(組合を含む)

(a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

(b) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

(c) 近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(e) 参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の説明書及び設計図書等（以下「説明書等」という。）に基づき資料を作成すること。

ただし、電子記録媒体（CD-R等）を下記5.（1）に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。なお、「返信用封筒」は簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼付すること。（以下、同じ）また、「郵送」は、郵送（書留郵便に限る）または託送（書留郵便と同等のものとする。）によるものとする。

（以下、同じ）

(f) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 設計共同体

上記（1）（a）から（f）まで（ただし、上記（1）（e）については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示（設計共同体）」（令和6年3月29日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の経験及び能力

(2) 配置予定の技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況

(3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定の技術者の経験及び能力

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績

(2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表、その他

業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性

(3) 評価テーマに関する技術提案

5. 手続等

(1) 担当部局 〒640-8227 和歌山県和歌山市西汀丁16番

近畿地方整備局 総務事務センター 和歌山分室

電話 073-423-5576 Mail kkr-keiyaku-wakayama@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書等を電子入札システムにより交付する。

(電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。)

交付期間は、手続開始の公示日から令和7年1月21日(火)までのうち、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、9時00分から18時00分まで。また、最終日は12時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない参加希望者に対しては、電子記録媒体(CD-R等)を下記(b)に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより、電子データにて交付するので、下記(b)にあらかじめ申し込みを行った上で、以下の場所、期間にて交付する。

(a) 交付期間：手続開始の公示日から令和7年1月21日(火)までの休日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。

ただし、最終日は12時00分まで。

(b) 申込先及び交付場所：

担当部局 〒640-8227 和歌山県和歌山市西汀丁16番

近畿地方整備局 総務事務センター 和歌山分室

電話 073-423-5576 Mail kkr-keiyaku-wakayama@gxb.mlit.go.jp

(c) 交付申込期限 令和7年1月21日(火) 9時00分まで。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

令和7年1月21日(火) 12時00分までに技術資料等アップロードシステムを使用して提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参・郵送により上記5.

(1)の担当部局に提出すること。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

令和7年2月13日(木) 12時00分までに技術資料等アップロードシステムを使用して提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参・郵送により上記5.

(1)の担当部局に提出すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本業務における契約保証金は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5.(1)に同じ。

(6) 上記2.(1)(b)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業、又は一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体も上記5.(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(7) 詳細は説明書による。

競争参加者の資格に関する公示（設計共同体）

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）において、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「契約担当官」という。）が、令和6年度に入札公告又は手続開始の公示（以下「入札公告等」という。）を行う建設コンサルタント業務等に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、この公示は、契約担当官が、建設コンサルタント業務等の入札公告等において、単体企業に加え、設計共同体にも競争参加を認める旨が示された場合に適用する。

令和6年3月29日

近畿地方整備局長 見坂 茂範

1 業務内容

- (1) 業務名 調達案件毎の入札公告等による
- (2) 業務内容 調達案件毎の入札公告等による
- (3) 履行期間 調達案件毎の入札公告等による

2 申請の時期

調達案件毎の入札公告等の日（以下「申請開始日」という。）から競争参加資格確認申請書又は参加表明書の提出の時（以下「提出期限日」という。）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

なお、一般競争入札方式及び公募型競争入札方式の場合、提出期限日の翌日以降（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

公募型（簡易公募型）プロポーザル方式の場合、提出期限日の翌日以降（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、技術提案書の提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

受付時間は、受付期間中の各日とも、9時15分から16時30分までとする。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、申請開始日から調達案件毎の入札公告等で示した説明書等の交付場所において設計共

団体としての資格を得ようとする者に交付する。

なお、申請開始日から提出期限日まで（休日を除く。）においては、電子入札システムにおいても交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に【〇〇業務^(注1)】設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）（以下「設計共同体協定書」という。）の写しを添付し、原則として電子メールにより提出すること。電子メール送信後、必ず送信した旨を電話にて下記に連絡すること。電話連絡がない場合は、申請を受理しない。

なお、電子入札システムによる申請は認めない。

（電子メール送信先） kkr-kinki86shikaku@mlit.go.jp

（電子メールの件名） 設計共同体申請書（〇〇業務）

（電子メール送信後の連絡先） 近畿地方整備局 総務部契約課 調査係

電話 06-6942-1141

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和6年3月29日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の(1)から(4)までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 調達案件毎の入札公告等において参加資格として示した業種区分の近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

なお、異なる業種区分の設計共同体を認める場合には、調達案件毎の入札公告等において参加資格として示した業種区分の近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者により構成される設計共同体であること。また、各構成員が設計共同体協定書第8条第1項において明示された分担業務に応じた業務区分の近畿地方整備局（港湾空港関

係を除く。)における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

- 3) 近畿地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
- 4) 令和6年3月29日付け公示5(測量・建設コンサルタント等業務)の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- 1) 構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。
- 2) 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の別紙1に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)2)の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も、2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)2)の認定を受けていない構成員が4(1)2)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)2)の認定を受けていない構成員が、当該業務の発注方式が一般競争入札方式及び公募型競争入札方式のときは開札の時までに、簡易公募型競争入札方式のときは参加表明書の提出の時までに、公募型(簡易公募型)プロポーザル方式のときは技術提案書の提出の時までに、4(1)2)の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にとっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 設計共同体の名称は、「【〇〇業務^(注1)】△△・××設計共同体」とする。
- (2) 公募型（簡易公募型）プロポーザル方式の場合、当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時ににおいて、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、調達案件毎の入札公告等に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

（注1）：【〇〇業務】は調達案件毎の入札公告等による業務名とする。